鳥取市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和４２年鳥取市規則第１１号。以下「規則」という。）の規定に基づき、鳥取市社会福祉施設等施設整備費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「社会福祉施設等」とは、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成１７年１０月５日付厚生労働省発社援第１００５００３号厚生労働事務次官通知の別紙。以下「国交付要綱」という。）第２の２に定める施設のうち、別表の第１欄に掲げる法令等の規定に基づき、同表の第２欄に掲げる者（以下「設置者」という。）が設置する同表第３欄に掲げるものをいう。

２　この要綱において「施設整備」とは、国交付要綱第２の３に規定するものをいう。

（交付目的）

第３条　本補助金は、別表の第４欄に掲げる法令の規定がある場合は当該規定及び予算に基づき、市内の社会福祉施設等の施設整備（以下「補助対象事業」という。）に要する費用の一部を補助することにより、当該社会福祉施設の入所者等の福祉の向上を図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

第４条　市は、前条の目的の達成に資するため、補助対象事業を行う別表第２欄に掲げる設置者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

（１）土地の買収又は整地に要する費用

（２）職員の宿舎に要する費用

（３）その他施設整備費として適当と認められない費用

３　本補助金の額は、次のとおりとし、交付額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、国交付要綱別表１－１から１－４まで及び別表４の第３欄の「対象経費」中、「工事請負費」とあるのは「工事請負費（市内事業者が施工したものに限る。ただし、止むを得ない事情で市内事業者への発注が困難と市が認めた場合については、この限りでない。）」と、「委託費」とあるのは「委託費（市内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で市内事業者への発注が困難と市が認めた場合については、この限りでない。）」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

（１）施設整備のうち国交付要綱第２の６の（１）に掲げる施設整備に係る本補助金の額を算出する場合

国交付要綱第２の６の（１）のアにより算出された額に国交付要綱第２の４の

表の⑥欄の県補助率を乗じて得た額と、国交付要綱第２の６の（１）のイにより算出された額とを比較していずれか少ない方の額以下とする。

（２）前号以外の場合

国交付要綱第２の６の（２）のイに定める「都道府県（指定都市及び中核市）補助基本額」（以下単に「補助基本額」という。）に、国交付要綱第２の４の表の⑥欄に定める「県補助率」を乗じて得た額以下とする。

４　指定共同生活援助事業所又は指定短期入所事業所（以下「グループホーム等」という。）の設置法人が、本補助事業により当該グループホーム等にスプリンクラーを設置（以下「スプリンクラー設置促進事業」という。）する場合は、スプリンクラーの設置に係る補助基本額に８分の１を乗じた金額を単市補助金として上乗せして交付する。

（交付の条件）

第５条　本補助金の交付を受ける者（以下「補助対象事業者」という。）に対し、本補助金の交付に際して、次に掲げる条件を付すものとする。

（１）補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（２）補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額０円の場合を含む。）は、様式第６号により速やかに（遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の６月３０日まで）市長に報告しなければならない。ただし、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申請内容に基づき報告を行うこと。

（３）前号の場合において、補助金に係る仕入控除税額があることが確定したときには、当該仕入控除税額を市長に納付しなければならない。

（４）補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

（５）補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

（６）補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

（７）本補助金と補助対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は公益財団法人ＪＫＡ若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

（交付申請の時期等）

第６条　本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

２　規則第４条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞ

れ様式第１号及び様式第２号によるものとする。ただし、スプリンクラー設置促進事業については、様式第１号、様式第２号及び様式第７号によるものとする。

（交付決定の時期等）

第７条　本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、市長がその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に原則として２０日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

（着手届の添付書類）

第８条　規則第１０条の届出書には、様式第３号による報告書を添付しなければならない。

（状況報告）

第９条　補助対象事業者は、補助対象事業が交付決定を受けた年度（以下「交付決定年度」という。）の１１月３０日の時点で完了し、又は中止され若しくは廃止されていないときは、交付決定年度の１２月３１日の時点における補助対象事業の実施状況について、様式第４号による報告書を交付決定年度の１月１０日までに市長に提出しなければならない。

（承認を要しない変更）

第１０条　規則第９条第１項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（１）補助対象事業に要する経費の増額又は２０パーセントを超える減額を伴う変更

（２）建物の規模又は構造の変更のうち、施設の機能を著しく変更するもの

（３）建物等の用途の変更

（４）入所定員又は利用定員の変更

（５）経費の配分の変更

２　第７条の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同条中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは「変更等について中国四国厚生局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

（完了届）

第１１条　規則第１０条第２項の届出は、補助対象事業の完了の日から１０日以内に行わなければならない。

２　規則第１０条第２項第２号の補助対象事業は、国交付要綱第２の３の施設整備とする。

（実績報告の時期等）

第１２条　規則第１２条に定める実績報告は、補助事業等の完了又は中止若しくは廃止の

日から３０日を経過する日までに行わなければならない。

２　規則第１２条の報告書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、様式第２号及び様式第５号によるものとする。ただし、スプリンクラー設置促進事業については、様式第２号、様式第５号及び様式第７号によるものとする。

（財産の処分制限）

第１３条　規則第１６条第４号の財産は、所得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の機械及び器具とする。

（雑則）

第１４条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年１０月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年１２月１日から施行し、平成３０年度事業から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年３月１５日から施行し、令和元年度事業から適用する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日前に鳥取市障がい者グループホームスプリンクラー等設置促進事業補助金交付要綱の規定に基づき交付の申請をされた事業のうち完了前の事業にあっては、この要綱による改正後の鳥取市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱に基づき申請されたものとみなす。

別表（第２条、第３条、第４条関係）

1 設置根拠等	2 設置者	3 社会福祉施設等	4 補助根拠
生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４１条	社会福祉法人又は日本赤十字社	（１）保護施設	生活保護法第７４条第１項
社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第６２条第１項	社会福祉法人	（２）社会事業授産施設	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）（以下「障害者総合支援法」という。）第７９条第２項	障害者総合支援法第７９条第２項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、ＮＰＯ法人又は営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。） 社会福祉法人等 社会福祉法人等	（３）障害福祉サービス事業所等 ア　障害福祉サービス事業所（療養介護を除く。）（障害者総合支援法第５条第７項に規定する生活介護、同条第１２項に規定する自立訓練、同条第１３項に規定する就労移行支援若しくは同条第１４項に規定する就労継続支援を行うものに限る。） イ　障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。） ウ　居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事	

障害者総合支援法第８３条第４項	地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４８条第２項第１０の４号及び第１０の６号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人。医療法人を除く。）	業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所 エ　障害者支援施設	
身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第２８条第３項	社会福祉法人	（４）身体障害者社会参加支援施設	
児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３４条の３第２項	社会福祉法人等 社会福祉法人等	（５）児童福祉施設等 ア　児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所 イ　居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所	
障害者総合支援法第７９条第２項	社会福祉法人等	（６）福祉ホーム	
平成１７年１０月５日社援発第１００５０１０号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」	本表中の施設の種類ごとに定められている設置者	（７）応急仮設施設	
別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	（８）その他の施設	